

公 示 送 達 書

長浜市告示 第 307 号

下記の書類は当市役所保険年金課にて保管してありますから来庁のうえ受領してください。

令和 8年 7月 9日

長浜市長 浅見 宣義

No	送達を受けるべきものの氏名	送達を受けるべきものの住所	送達を受けるべき書類			
			税目	通知書種類	年度	期別
1	中川 正仁	長浜市柿ノ木町46番地	—	特別療養費の支給にかかる事前通知書	8	—

(注意)

地方税法第20条の2第3項の規定により、この掲示をした日から起算して7日間を経過したときに、書類の送達があつたものとみなされます。